

消防ポンプ自動車を売り払います

問 市 管財課（米原庁舎） ☎58-2228

市では、消防ポンプ自動車を公募型見積合せにより売り払います。

この見積合せに参加を希望される方は、米原市公募型物品売払い要項をご覧の上、お申し込みください。

今回の見積合せは、市があらかじめ定めた予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格の見積書を提出された方を買受者として決定する方法です。



物品 番号 1	物品名	消防ポンプ自動車	予定価格 (最低売払価格) 158,000円 (消費税および 地方消費税抜き)
	車名	三菱キャンター	
	車台番号	FG538C420003	
	型式	KC-FG538C改	
	排気量	4560cc（軽油）	
	初年度登録	平成7年8月	
	総走行距離	8488km	
	その他	一時抹消登録 車検（平成27年8月20日）	

●見積書の提出について

【提出場所】
管財課（米原庁舎）

【提出期間】
3月2日(月)
～5日(木)
8時30分～17時15分

【提出方法】
持参または郵送
(郵送の場合は、期限内必着)

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項をご確認ください。要項は、管財課で配布し、市公式ウェブサイトでも掲載しています。

市民委員を募集します

水道運営審議会委員

●職務内容
市長の諮問に応じて、水道事業の運営等について必要な事項を調査・審議していただきます。

●任期
平成27年4月1日～
平成29年3月31日

●募集人員 4人以内

●応募資格
市内(長浜水道企業団の給水区域を除く)に在住・在勤・在学の人

下水道事業審議会委員

●職務内容
市長の諮問に応じて、下水道事業の運営等について必要な事項を調査・審議していただきます。

●任期
平成27年4月1日～
平成29年3月31日

●募集人員 5人以内

●応募資格
市内在住・在勤・在学の人

税務署からのお知らせ

問 長浜税務署 個人課税部門 ☎62-6144

消費税課税事業者のみなさまへ

～確定申告書の作成時のご注意！～

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引き上げられました。

そのため、消費税および地方消費税の確定申告書の作成では、課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分して計算してください。

(注) 新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%

(旧税率：消費税4%・地方消費税1%)

平成9年4月1日～
平成26年3月31日の取引

区分!

平成26年4月1日
以降の取引

項目	課税期間の 合計金額	うち税率4% 適用分	うち税率6.3% 適用分
1 課税期間中の売上高			
(1) 課税売上高（税込み）	395,000,000	131,500,000	263,500,000
(2) 免税売上高	11,000,000	—	—
(3) 非課税売上高	8,000,000	—	—
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	18,500,000	9,000,000	9,500,000
3 課税期間中の課税仕入れの金額（税込み）	306,450,000	103,000,000	203,450,000

応募方法等(共通)

○募集締切

3月6日(金)まで

○応募方法

指定の応募用紙に必要な事項を記入の上、直接持参・郵送・ファクスのいずれかで提出してください。応募用紙は、上下水道課（近江庁舎）のほか市役所各庁舎自治振興課や、市公式ウェブサイト入手できます。
※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いている人は、応募できません。

お申し込み・お問い合わせ
市 上下水道課（近江庁舎）
〒521-8601
米原市顔戸488番地3
☎ 52-6923 FAX 52-4858

乳がん・子宮頸がん検診『無料クーポン券』の有効期限が迫っています！

無料
クーポン券の
有効期限は
3/31

今年度、がん検診費用が無料となるクーポン券の対象者で、まだクーポン券を利用していない人は、無料クーポン券を利用して、この機会にがん検診を受けましょう。指定医療機関で受診ができます。対象の人には、平成26年5月末に該当の検診の無料クーポン券を送付しています。



年度末は、医療機関が混み合いますので早めに受診しましょう。

- *子宮頸がん検診受診
指定医療機関への事前予約が必要
- *乳がん検診受診
健康づくり課への事前申請が必要
- *無料クーポン券対象者で、これまでにクーポン券を使わずに市のがん検診（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）を受診した人には、償還払いを行います。健康づくり課にお問い合わせください。



滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

予防接種はお済みですか —対象者は3月31日までに受けましょう！—

- ①ジフテリア・破傷風（二種混合）
 - ◆対象 11歳～13歳になる1日前まで
(標準的な接種時期：小学6年生相当年齢)
- ②麻しん・風しん 第2期
 - ◆対象 小学校に入学する前の1年間（年長児）
- ①②共通
 - ◆費用 無料
 - ◆持ち物 母子健康手帳、健康保険証、委任状（保護者が同伴できない場合）
 - *①の人は、1月に送付した予診票を持参してください。
- ③高齢者の肺炎球菌感染症予防接種
 - ◆対象
 - ・平成26年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる人
 - ・接種日において60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級相当の障がいがある人
 - *対象者には、平成26年10月に個別に通知文を送付しています。
 - ◆費用 2,600円
 - ◆持ち物 健康保険証、対象者へのお知らせ

指定医療機関に、
直接予約を
してください。



社会福祉課からのお知らせ

第14回全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」に出場!!

昨年11月1日～3日に、長崎県で開催された「全国障害者スポーツ大会」に滋賀県代表選手として、米原市から出場し、以下の方が優秀な成績を収められましたのでご紹介します。

高居 千紘さん

【陸上 男子部門】
100メートル 1位
走高跳 2位



▲写真中央が高居さん

全国大会に出場するには「滋賀県障害者スポーツ大会」に出場し、滋賀県代表選手として選抜される必要があります。

詳細は、滋賀県障害者スポーツ協会のウェブサイト (<http://shigassk.net>) をご覧ください。4月中旬から、市役所各庁舎窓口でも県大会の申込書を配布します。



特別障害者手当・ 障害児福祉手当について

心身に重度の障がいを持つ人に対して手当の支給を行っています。

本人や家族の所得状況など、手当の支給には条件があります。どちらの手当も、在宅で生活していることが要件で、施設に入所、入院している場合は対象外です。詳しくは、社会福祉課へお問い合わせください。

●特別障害者手当

月 額 26,000円（平成26年4月1日現在）
対 象 障害基礎年金の1級程度の障がい重複しているのと同程度の障がいにより、日常生活で常に介護を必要とする、20歳以上の人

●障害児福祉手当

月 額 14,140円（平成26年4月1日現在）
対 象 身体障害者手帳の1級程度の障がい、または最重度の知的障がいにより、日常生活で常に介護を必要とする、20歳未満の人